

議案第 2 号

字の名称を廃止することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の名称を廃止し、同条第 2 項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

変更調書

小字を廃止する区域			摘要
大字名	小字名	地番	
	沖新田	1 5 1 0 の 1 7 9	
	ヨコウラ	2 0 0 の 6	

備考 令和元年 5 月 10 日調査

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域を変更することに伴い、小字を廃止するため。

